

放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

昭和五十六年五月十六日 科学技術庁告示第十号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない放射性汚染物の放射性同位元素の濃度)

第二条 規則第十八条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める濃度は、一グラム当たり放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第二条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。

2 規則第十八条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 通常の運搬状態で、放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。)が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する放射性汚染物の種類、数量、形状及び性状

三 運搬する日時及び経路

四 運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

(運搬物及び車両等に係る線量当量率)

第四条 規則第十八条第一項第三号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について次のとおりとする。

一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

- 二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

（危険物）

第五条 規則第十八条第一項第五号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条 規則第十八条第一項第九号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条 規則第十八条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当

## 量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に使用する容器の種類及び仕様

六 運搬に使用する車両等の仕様

七 運搬の日時及び経路

八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

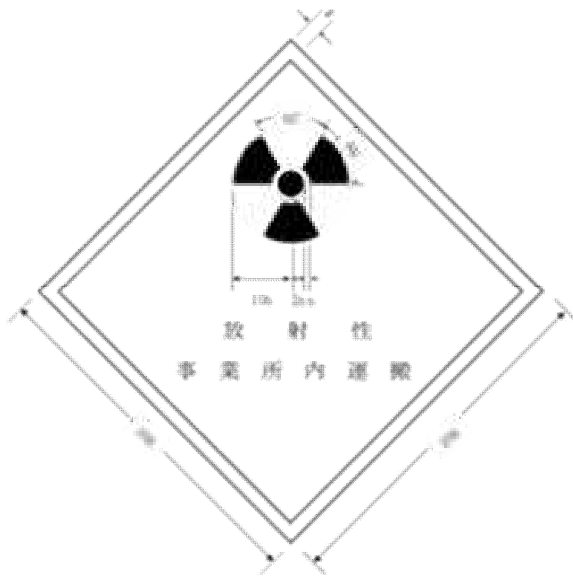
九 前号に掲げるもののほか、放射線管理のために講ずる措置

十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害の防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 規則第十八条第二項後段の原子力規制委員会の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について、十ミリシーベルト毎時とする。

別記



- 注1  $n$  は0.5センチメートル以上とする。  
 2  $n$  は0.2センチメートル以上とする。  
 3 車両に取り付ける標識については、その各編は、15センチメートル以上とする。  
 4 色彩は次表によること。

部 分	色 彩
地	白
三 葉 マ ー ク	黒
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふちの内側の線	黒